

ITボランティア虹の会 規約

(H15)2003.3.2 発効
 (H16)2004.8.14 改正
 (H16)2005.5.8 改正
 (H20)2008.4.5 改正

前文	(理念)	ITは人間相互の情報交換のコミュニケーションツールである。このITを有効利用する者、利用できない者の情報格差が日々大きくなる情勢を見るに、将来の社会に危惧を抱くものである。個人個人の問題だと単純には片付けられない。我々は微力ではあるが、我々の持てる知識と行動力で、できるだけ多くの人に格差是正を働きかけたい。これはささやかであろうとも社会に福利と和をもたらすものと確信する。同時にこの活動を通して、我々自身がより広い人の輪の中に身を置き、我々自身が向上することは、この上ない喜びである。日々研鑽し、我々の輪を広げ、和を醸し出すことを願ってこの会を立ち上げる。
第1条	(名称・連絡所)	本会は「ITボランティア虹の会(略称 虹の会)」と称し、代表宅を連絡所とする。
第2条	(目的)	IT利用の知識を求める人たちに会が持つ知識を分かちボランティア活動を行ない、同時に会員相互の技能
第3条	(事業)	前条の目的を達成させるため次の事業を行う。 1 講習会の実施 2 教育委員会の主催する講習会のサポート 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業
第4条	(会員)	1 本会の目的に賛同する者をもって組織する。会員は、本会のメーリングリストに必ず参加せねばならない。 2 都合により活動に参加を見込めない場合、年度毎に休会を認める。(年会費免除)
第5条	(役員構成・選出・任期・役割)	本会の役員は次の通りとし、総会で選出する。任期は2年(再任可)とする。 1 代表 1名 代表は会の代表として会務を総理する。 2 副代表 1名 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは代表を代理する。 3 会計 2名 会計は、経理全般を掌握・処理する。 4 監査 1名 本会の会計を監査する。
第6条	(総会)	1 原則として年1回総会を開く。 2 総会は会員の過半数をもって成立する。 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決議する。 4 本会の規約の変更、代表及びその他役員を選任、事業計画及び事業予算、事業報告及び決算に関する事項については、総会の議決を要する。
第7条	(会費)	年会費1,000円とする。
第8条	(会計年度)	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第9条	(退会)	原則として本人の申し出による。
第10条	(規約の発効)	この規約は平成 15年3月2日より発効する。